

シンポジウム

## 部落史研究の到達点と課題(古代)

『部落解放史』全三巻発刊の意義

上 田 正 昭

### 一、課題と方法

被差別部落の歴史を研究する目的は、研究者それぞれの立場と主眼によって、さまざまに存在しうるが、私などは少なくとも、つぎの三つの目的をなおざりにしては、その研究も不十分な考察にとどまらざるをえないのではないかと考えている。

その第一は、部落差別の実態を歴史学の見地から、実証的かつ理論的に明確にすることであり、その第二は、部落差別のいわれと差別の歴史の推移ないしは変貌を、権力構造はもとよりのこと、社会・経済・文化の構造のなかで具体的に究明することである。そしてその第三は、日本民衆

史の基層を形づくった部落史の解明を媒体として、差別からの人間解放の歩みと部落解放運動の史脈をみきわめて、現代の課題、未来への展望をみちびきだすのに寄与することである。

戦前、すでに喜田貞吉氏の民族史研究の視角からの考察があり、解放運動とかわわっての高橋貞樹氏の『特殊部落一千年史』や、三好伊平次氏の『同和問題の歴史的研究』などが公にされていたが、部落史の科学的な研究が本格化するのには、戦後になってからのことであった。

一九四八年の一〇月、部落問題研究所が創立されて、注目すべき多くの成果を構築したが、なかにも部落史研究の前進にはかつ目すべきものがあつた。一九六八年の八月に発足した部落解放研究所をはじめとして、部落問題にかん

する諸研究機関もまた、部落史をめぐるすぐれた考察を積み重ねてきた。

その動向の特色を、おおまかに列挙すればおよそつぎのようになる。①被差別部落の実態調査が、都市部落や農山村などの部落で進められて、地域史としての部落史の実相が、より明瞭になりつつあること、②政治史・社会経済史を主とする考察が前進したこと、③当然のことではあったが、近世史、近・現代史の研究に重点がおかれて、前近世史の検討は、なお未発達であったこと、④史料の発掘・蒐集・刊行が飛躍的にひろまりをみせたこと、などがそれである。

古代史・中世史にかんしては北山茂夫・林屋辰三郎両氏をはじめとしての重要な研究もあったが、比較的に散発的であり、体系的・総合的な研究はまれであった。ところが、近時、中世史の分野においては、画期的な研究成果があいついで、芸能や文化などの方面においても、注目すべき問題提起や研究成果が積みあげられるようになった。

被差別部落が明確に成立するのは、近世封建社会の形成期ではあっても、それ以前に被差別民衆が存在しなかったわけではない。近世以降の被差別部落と、それ以前の被差別民衆とが、どこでどうつながり、どこでどう異なるのか。その連続と非連続の問題は、近世史や近・現代史の分

野からの探求のみでは、正確にみきわめることは困難といわざるをえない。

身分と階級はすでに古代社会に、はっきりと実在した。天皇制や律令制も、古代国家のなりたちとその発展過程で顕在化したのである。原始社会から古代社会へ、そして中世の封建社会へ、そのおのおのの変革期において階級関係がどのように変貌し、身分的差別がいかに推移したのか。それらの諸点をみきわめることによって、近世以降の部落史もより鮮明に浮かびあがってくるはずである。部落問題を基本的に階級の問題とみるか、はたまた身分の問題とみずか。その本質に迫るためにも、近世以前における階級と身分のありようを、実証的・理論的に吟味することは肝要であろう。

しかもそれらの検討は、日本史という狭い枠組みのなかだけで、進めるべきではない。少なくともアジア、とりわけ東アジア世界との関連・連動のなかで、ひろく考究すべき段階を迎えている。

## 二、国家と身分

日本列島における階級社会は、いったいいつごろから具体化してくるのであろうか。その問題は歴史学はもとより

のこと、政治学・社会学・宗教学などにおいても、主要な研究テーマのひとつとなっている。古代史の学界でも、それは重要な一大争点であって、研究者の見解は必ずしも一致をみるにいたってはいない。その諸説の対立状況を詳述することを、ここでは省略して、ひとまず私見の要約を述べるにとどめたい。

私などは弥生時代の中期から後期にかけての時期、とりわけ「倭国の乱」以降に、日本列島の先進地域にあって、階級社会が顕在化してくると考えている（『倭国の世界』講談社ほか）。弥生時代の時期区分にかんしても考古学者相互間に諸説があって、なお定説は確立していないが、ここでは弥生時代を前期（B.C.250～B.C.100）、中期（B.C.100～A.D.100）、後期（A.D.100～A.D.250）と区分する説に従っておきた。

「倭国の乱」とは、有名な『三国志』の魏志東夷伝倭人の条に「其の国、本亦男子を以て王と為す、住まること七八十年、倭国乱れ、相攻伐すること歴年、乃ち共に一女子を立てて王と為す、名つけて卑彌呼と曰ふ」と記述されている、その「倭国の乱」である。この乱を専門の歴史学者や考古学者でさえが、しばしば「倭国の大乱」と書いているが、それは正しくない。「倭国大乱」と書いているのは、『三国志』よりは成書化が遅れる『後漢書』（『三國

志』は太康年間二八〇年代にまとめられ、『後漢書』は五世紀前半に成書化する）などに記すところで、正確には「倭国の乱」というべきである。

ところで、この「倭国の乱」は、いつごろの「乱」であったのか。『魏志』は「住七・八十年」と述べるにとどまるが、『後漢書』はこれを「桓靈の間」つまり後漢の桓帝（靈帝の間（一四七年～一八八年）とし、唐の貞観年間（六二七年～六四八年）成立の『梁書』や九三八年ごろに完成した『太平御覧』では、「倭国の乱」を「靈帝の光和中」（一七八年～一八三年）とする。すなわち中国の史書の多くは、この「乱」を二世紀後半とする点ではほぼ一致している。

倭国の乱が架空のできごとでなかったことは、つぎのような状況からも推定できる。①二世紀後半といえど、中国内部で黄巾の乱が勃発して、後漢王朝が衰微し、東夷の支配力が弱まった時期であり、②『魏志』も「韓・濊疆盛にして郡県制する能はず」と記すごとく、朝鮮半島における政治勢力がいちだんと昂揚した段階であった。そして③日本列島では石器の製作が終末期に入って、鉄製などの金属器が農具や武器にしだいに用いられて生産力が高まり、武力が強化される大きな画期にあった。④そのことを傍証するかのよう、瀬戸内海沿岸地域から近畿の地域にかけ

て、防衛的施設をともなった高地性集落が、この時期を中心に、広範囲に出現する。

佐賀県神埼郡の吉野ヶ里遺跡は、弥生時代の前期～中期を主とする巨大な環濠集落だが、あの変形八角形の墳丘墓と、そのなかの把頭飾付有柄銅剣・細形銅剣・ライトブルのガラス製管玉などの副葬品は、首長層の存在を裏証し、甕棺内から検出された三百体以上の人骨（渡来系が多い）のなかには、頭蓋骨のないもの、矢じりが打ちこまれているものなどもあって、争乱の痕跡がいちじるしい。

邪馬台国の女王卑彌呼は、この「倭国の乱」のあとに「共立」された巫女王であった。その邪馬台国について、『魏志』が「差卑各差序あり」と明記し、王―大人―下戸―生口・奴婢の「差卑」の「差序」を描いているのも、先進地域における階級社会の成立を投影してのことであった。

生産手段の所有と非所有を基軸として、富める支配者層と貧しい被支配者層の階級関係が具体化してくる。その階級関係を維持・強化するために、ある一定の集団を単位としての、法を媒体とする政治的秩序が整えられていった。身分制度が権力支配のもとで顕在化するのである。

日本列島の先進地域では、筑紫・出雲・吉備・河内・大和・毛野などに、有力な支配者層を主軸とする政治的勢力

が形成されたが、とりわけ注目すべきは、畿内（畿内制の成立は七世紀後半である）の地域における倭王権の展開であった。奈良県桜井市の纏向石塚古墳は、そのあけぼのを象徴するが、四世紀になると、三輪山をおおぐ大和盆地東南部を中心に、いわゆる三輪王権が発展し、五世紀におよんで、河内（のちの和泉を含む）を本拠とする河内王朝が成立する。

いわゆる倭朝廷が形づくられるのである。教科書はもとよりのこと、専門の研究書の間でも、無限定に「大和朝廷」という用語が使われているが、こうした表現も正確ではない。第一に「大和国」の用語は、『古事記』・『日本書紀』においても使われておらず、養老令にみえるところであって、養老令施行（七五七年）以降に一般化した。それ以前は内外の古文獻や金石文などは、すべて倭や大倭などを使用していた。

第二に、「朝廷」の語は「内廷・外朝」の略語であって、「内廷」（官中）「外朝」（外廷・府中）が同時に成立したわけではない。それぞれのなりたちを詳述することは、紙数の限りもあって、ここではさけるほかはないが、『倭国の世界』・『大王の世紀』などを参照されたい）、倭王権における朝廷の史脈は、第一次（内廷の段階）・第二次（内廷のみならず外廷の整備される段階）、と区分して理解す

るほうが適当であろう。

第一次から第二次の段階への推移を示現する画期を、私などは五世紀後半の倭王武（雄略大王）の時期とみなしている。埼玉県行田市の稲荷山古墳出土の鉄剣銘文や熊本県菊水町の江田船山古墳出土の大刀銘文などにみいだされる「治天下」・「左治天下」の「大王」の世がそれである。稲荷山古墳鉄剣銘文に「杖刀人」、江田船山古墳大刀銘文に「典曹人」とある、文武の官人の存在も示唆的である。

中国の古典『宋書』においても倭王武の段階に、はじめて安東大將軍となり、たんなる「倭王」ではなく、「倭国王」として太尉・司徒・司空をかねる「開府儀同三司」を自称するにいたった。こうして五世紀後半のころから、氏と姓による政治的身分のメルクマールとしての氏姓制、権力による社会的分業の編成であり、かつ徴税・課税の単位集団ともなった部民制がととのえられていった。

大王の段階から天皇の段階へと推移するのは推古朝のころよりであって、七世紀後半の時期に入ると、確実に「日本国」の王者としての「天皇」号が内外に用いられた。そして天皇制と律令制が補完しあう、古代国家の完成をみた。

### 三、良・賤差別の実相

『三国志』の魏志東夷倭人の条に、すでに倭人の社会における奴婢の記載がみえている。すなわち「婢千人」・「殉葬者奴婢百余人」の記事がそれである。弥生時代後期には、すでに奴婢の存在した状況がうかがわれる。大化前代にかんする古文獻の伝承には、たとえば『古事記』に「奴婢」・「賤人」・「賤女」・「賤夫」・「賤奴」、『日本書紀』に「奴」・「神奴」・「官婢」、『播磨国風土記』に「善婢」・「婢墓」の記述がある。大化前代すでに家父長制的な有力氏族や古代家族の家父長層のもとに奴婢として賤視された人びとが隷属したことはたしかであった。

『日本書紀』の大化元年（六四五）八月の条には、いわゆる「男女の法」の記定がある。それは(1)良男・良女の間には生まれた子は父方に帰属する、(2)良民と奴婢との間に生まれた子は、奴婢に帰属する、(3)それぞれの主人を異にする奴婢相互の間に生まれた子は、すべて母方とする、(4)寺に帰属する仕丁の場合は「良人の法」に従い、別に奴婢とされている者については「奴婢の法」を適用するというさだめであった。

これは明らかに「身分法」のひとつであって、中国古代

法の影響をうけているが、古代の朝鮮にも、「奴人法」と称するものがあったことが、一九八八年の三月、韓国慶尚北道蔚珍郡鳳坪里で確認された新羅古碑（甲辰年碑Ⅱ五二四年の碑と考えられる）に「奴人法」と記されているのによつてたしかめられる。そして②の良民と奴婢との間の子はすべて奴婢にするという規定には、はっきりと差別の思想が顕現されていた。こうした差別意識は、古代日本の律令にも継受されており、『法曹主要抄』にも奴婢を「律、畜産に比す」と明記されていた。

律令制下にあつては、官戸・陵戸・官(公)奴婢・家人・私奴婢のいわゆる「五色(種)の賤」の賤民身分があつて、官戸・陵戸・官奴婢は政府に、家人・私奴婢は貴族・豪族・家父長あるいは社寺などに隷属した。官戸・官奴婢については名籍、陵戸については陵戸籍を作製して掌握し、私奴婢などはそれぞれの所有者の戸籍に登録されたが、古代の律令では良と賤の婚姻は原則としてこれを認めず、家族を構成することも、官戸と陵戸のみに限つた。

古代の良・賤の差別もまた分裂・分割しての支配であつた。前述したように、賤民身分にあつても、官戸・陵戸には戸(家族)を構成することを許したのに、奴婢にはこれを認めず、官戸・官奴婢には、年令による放賤のコースをひらきながら、奴婢にはこれを否認するというぐあいであつた。

表した「いわゆる人種起源説」でも指摘したところだが(『部落』六二号)、「帰化人」起源説のあやまれる史観のわざわいもまた、一九六五年六月公刊の『帰化人』(中公新書)で明らかにしたとおりである。

そもそも「帰化」の語を無限定に使用することじたいが、史実にそぐわないし、朝鮮半島から「渡来」した人びとやその後裔者が、渡来者の故に差別されたわけでもなかつた。朝鮮諸国を「蕃国」視する風潮は、大宝元年(七〇一)制定の大宝令にもみいだされ、そして養老四年(七二〇)完成の『日本書紀』にあらわとなるが、『古事記』や『風土記』には、そのような「蕃国」観はない。七二〇年代から統一新羅を敵視する政策が具体化してくるが、それでも、たとえば百済の武寧王の血脈につながる高野部笠を母とした桓武天皇の代にあつては、百済の義慈王の直系の百済王氏を桓武天皇みずから延暦九年(七九〇)二月の詔で、「百済王らは朕が外戚なり」と明言したほどであつた。

飛鳥文化はもとよりのこと、天平文化にあつても、朝鮮半島からの渡来集団とその役割を軽視して、その実相をみきわめることはできない。(岩波グラフィックス『古代の日本と朝鮮』ほか)。それは朝鮮文化の影響などというよりも、渡来集団を有力な手とするものであつた。

つた。そして五色の賤のなかでも、もっとも苛酷なとりあつかいをうけたのが奴婢であつた。

奴婢は「私財物・奴婢・畜産の類」として「畜産の類」と同一視され、「奴婢・牛馬」と並記された(『賊盜律』や『令集解』戸令など)。家人・私奴婢は遺産として相続され、売買の対象ともなつた。和銅八年(七一五)の「格」によれば、奴六百文、婢は四百文とされており(『類聚三代格』)、実際に売買がなされたことは、『東大寺奴婢籍帳』や当時の奴婢売買券などにも明らかである。

良民の間にも、身分の差別があつた。日本の古代法では、三位以上が「貴」であり、五位以上が「通貴」、六位以下が「非通貴」とされた。貴族・官僚の内部にも明確な格差があり、班田農民(実体は「公戸」と品部・雑戸の間にも差別があつた。唐令では「雑戸」は賤民とされたが、日本の古代法では「良」の最下層とみなされ、良民には違いないが、実際には「卑品」のあつかいをうけた。官営工房で働いた品部・雑戸は「良」のなかの「賤」であつた。

部落差別のいわれを、人種・民族の差別に求める、いわゆる異民族起源説や、牛馬などの処理にたずさわつたことを前提としての職業の差別に求める、いわゆる職業起源説がある。それらの説のあやまりは、一九六三年の六月に公

牛馬の屠殺を「不浄」として賤視する觀念も後の代の所産であつた。古代の日本に殺牛馬の習俗がなかつたとみなす近時の学説も俗説である。『日本書紀』の皇極天皇元年(六四二)の七月の条の「牛馬を殺して諸社の神を祭る」の記事のほか、殺牛馬によるまつりの伝承は、『続日本紀』・『類聚国史』・『日本靈異記』・『肥前国風土記』などにもみえている。そしてそれらの殺牛馬の祭祀は、石上神宮布留遺跡・奈良県神田遺跡・石川県寺家遺跡などから検出された牛馬骨・牛馬歯などによつても傍証しうる。

殺牛馬の信仰は、アジアの各地域に分布するが、東北アジアでは主として馬が、東南アジアでは主として牛が供犠(Sacrifice)された。朝鮮半島でも殺牛馬の信仰があつたことは、『三國志』などによつてうかがわれるが、前述した蔚珍郡鳳坪里の新羅古碑に「殺斑牛」とあり、一九八九年四月に報道された慶尚北道迎日郡冷水里の古碑(碑文の癸未年は四三三年とみなす説が有力)にも「殺牛」とあつて、ますますたしかとなつた。

殺牛馬を仏教の放生思想にもとづいて「不浄」とするようになるとの説明も不充分である。たとえば、天平一三年二月の詔も明記するように、「馬牛は人に代りて、勤勞して人に養はる」とする(『続日本紀』、「馬牛」を「軍國の資」(『類聚三代格』)、あるいは「人に代りて勤勞」する

役畜として、殺牛馬を禁じた権力者側の政策のありようも無視するわけにはいかない。

そもそも「ケガレ」を「穢れ」とする観念じたいが、二次的産物であり、倭語の「ケガレ」の本義は、「衰枯れ」にあって、それは日常の生命力が枯渇することを意味していた。「浄」にたいする「不浄」、「貴」に対する「賤」の意識も、支配者層で醸成されたものであり、『部落解放史』（上巻）などでも論述したように、天武・持統朝のころから顕在化してくる。あやまれる「浄」の美意識が、人間の差別に重層するのである。

古代においても、差別からの解放をめざすたたかいがなかったわけではない。律令による土地・人民の支配のしくみは、有力な「富豪の家（輩）」などの私的土地所有の蓄積や荘園制のひろまり、班田農民の荘民化などによって、大きく動揺してくる。奴婢の逃亡、偽籍や正倉などの放火、放賤従良の進行なども身分支配をゆるがせてゆく。

貞観五年（八六三）の九月、政府は太政官符で、「公民の輩」がみだりに奴婢を称して「課調」（税）を免がれることをとりしまっているが（『類聚三代格』）、差別された奴婢の「不課」を逆手にとって、身分差別の枠をこえての「抵抗」なども具体化した。延暦八年（七八九）の九月、太政官の奏言で「自今以後、婢の良と通じ、良の奴に嫁し

て生める子は、並に良に従ふことを聴さむ」とし、「寺社の賤」も「上例」に准ずるとしたのも（『続日本紀』）、律令制的身分の変質化を投影するものであった。

『政事要略』には「延喜格、奴婢を停し了んぬ、格後奴婢あるべからず」の引用がある。これを「奴婢解放令」とみなす説にはにわかに賛同したがたいが、延喜年間（九〇一〜九二三）に、奴婢身分の拡大を停止するにいたったことはたしかであった。

いまは古代史の分野から、部落史研究に寄与しうる若干の問題点をとりあげたにすぎない。古代史そしてより具体的には中世史の分野においても、部落史研究の課題に迫りうるコースは、いくつも存在する。近世史以後のみが部落史とみなすような狭隘な視野のみでは、国際的な人権の視角からの部落史研究の発展に貢献しうるはずはあるまい。